



新規会員募集中!
入会金無料

〈持ち物〉

- ①入会申込書兼台帳（印刷後、記入して持参）
ホームページからダウンロード
- ②登録する保護者の顔写真1枚
（写真サイズ縦3cm×横2.5cm）
- ③本人確認書類
官公署から発行されている本人と現住所が
確認できる書類（健康保険証、運転免許証、
マイナンバーカード等）※詳細はHPに掲載
- ④印鑑 ⑤黒色のボールペン



〈申し込み方法〉

電話予約

※予約開始日時をご確認の上、「参加希望日・時間」
をご連絡ください。

〈定員〉 20名（子ども同伴可。一回につき5組まで）

※定員になり次第締め切り

〈会場〉 中野区中野5-68-7

スマイルなかの（中野区社会福祉会館）
3階AB会議室



会員登録をご希望の方は、まずは
中野区ファミリー・サポート事業
ホームページをご確認ください。



ご予約
お問合せ

03-5380-0752

社会福祉法人 中野区社会福祉協議会

中野区ファミリー・サポート事業

開設時間 月～土曜日 8:30～18:00

（日・祝日・第3月曜日・年末年始はお休み）

2025(令和7)年度 予約制会員登録会

予約開始日時	会員登録会	
	開催日	時間
4/1 (火) 10:00～	4/8 (火)	①10:00～ ②10:45～ ◇45分程度 ◇全日程共通
4/10(木) 10:00～	4/25(金) 5/14(水)	
5/9(金) 10:00～	5/24(土) 6/3(火)	
6/10(火) 10:00～	6/19(木) 7/9(水)	
7/10(木) 10:00～	7/29(火) 8/5(火)	
8/8(金) 10:00～	8/25(月) 9/4(木)	
9/11(木) 10:00～	9/26(金) 10/8(水)	
10/10(金) 10:00～	11/6 (木) ※会場は下記のとおり	
11/10(月) 10:00～	12/17(水)	
12/9(火) 10:00～	1/14(水)	
1/9(金) 10:00～	1/24(土) 2/3(火)	
2/10(火) 10:00～	2/19(木) 3/11(水)	
3/6(金) 10:00～	3/23(月)	

※11/6(木)の会場は
「桃園区民活動センター」になります。

こんな活動を提供しています



一般援助活動

健康な子どもの預かり 理由は問いません

- 保育園など通所先までの子どもの送迎
- 保護者が外出する際の子どもの短時間の預かり
- 保育園・幼稚園・学校・学童クラブなどの開始前または終了後の子どもの預かり

【利用料】

月～金曜日の平日	1時間	800円
土・日曜日・祝日 年末年始	1時間	1,000円

【活動時間】

会員同士の話し合いによって決めます
宿泊は不可

利用できる方 中野区在住で18歳未満の
子どもの援助を受けたい方
→ **利用会員**

活動できる方 中野区在住、在勤、隣接区に
在住の満20歳以上の方で
子育て支援をしたい方
→ **協力会員**

一般援助を利用するためには...

- ① 予約制会員登録会へ参加し、会員登録
- ② 利用の申し込み
- ③ 協力会員の紹介
- ④ 事前打ち合わせ
- ⑤ 初回利用



特別援助活動

病児・病後児または 急な送迎や預り

年会費
3,000円

- 病気の子どもの預かり
- 保育所等から呼び出しを受ける等、緊急時の病
気の子どもの迎えやその後の短時間の預かり
- 緊急時の健康な子どもの預かりや送迎

受診が済み、病名や投薬内容が明確で医師より
在宅での保育が可能と診断されていることが必
要です

原則として**利用会員宅**で活動を行います。

【利用料】 一律 1時間 1,200円

【活動時間】

- 健康な子ども：月～日曜日 6:00～24:00
- 病気の子ども：月～金曜日 8:00～18:00
土曜日 8:00～12:00
(日曜・祝日・第3月曜日・年末年始は病児不可)

利用できる方 保護者が就労している方で
→ **利用会員** 中野区ファミリー・サポート事業
の登録をしている方

活動できる方 中野区ファミリー・サポート事業の
→ **協力会員** 会員登録をしていて、事務局が指定
したすべての講座を修了した方

特別援助を利用するためには...

- ① 予約制会員登録会へ参加し、会員登録
- ② 「特別援助のしおり」で内容を確認
- ③ 電話で訪問日を予約
- ④ 職員が利用会員宅へ訪問し、登録手続き



よくある質問Q&A



Q.登録したらすぐに利用できますか？

A.登録が完了次第、利用申込みが可能です。ただし、初回の利用前には、協力会員を紹介した上で、事前打ち合わせをする時間が必要です。利用日の2週間前後には利用申込をしていただくようお願いしています。

Q.特別援助活動を利用したいです

A.2段階の登録が必要です。

- ① 予約制会員登録会へ参加し、会員登録をします。
 - ② その後、電話で訪問日を予約し、職員が利用会員宅へ訪問・登録手続きをします。
- 詳細は上記「特別援助を利用するためには...」をご確認ください